

令和8年度 第1回 長野県政府調達苦情検討委員会

日 時 令和8年9月9日(水)

14時20分～14時40分

場 所 長野県庁議会増築棟第一特別会議室

1 開 会

○小池補佐

本日は大変お忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今から、「令和8年度第1回 長野県政府調達苦情検討委員会」を開会いたします。

本日の進行を務めます、契約・検査課の小池でございます。

よろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、令和8年9月1日から令和11年8月31日までの3年間、長野県政府調達苦情検討委員に御就任いただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、5名の委員の皆様に御出席いただいておりますので、「長野県附属機関条例」第6条第2項の規定により定足数を満たし、会議が成立しておりますことを、御報告いたします。

今回の委員会は公開で行い、会議録は後日、県の公式ホームページで公表されますので、あらかじめお知らせします。

なお、会議時間につきましては、20分程度を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元にお配りしました次第に従いまして、進行してまいります。

2 あいさつ

○小池補佐

それでは、本委員会の幹事を代表しまして、会計局契約・検査課長の濱から、ごあいさつを申し上げます。

○濱契約・検査課長

会計局 契約・検査課長の 濱 智裕 でございます。

本日はご多忙のなか、御出席をいただきありがとうございます。

委員の皆様には、この度ご就任をお引受けいただき、誠にありがとうございます。

本委員会は、政府機関等の調達制度についての国際約束であります「政府調達に関する協定」及びその他の国際約束の対象となる調達契約につきまして、調達の公平性等を図る観点から、調達機関から独立した機関として、入札参加者等からの苦情の検討を行うものでございます。

本県の契約数は、年間約 8,000 件であり、本委員会の検討対象となる政府調達の数件は約 80 件となっております。

内容は、仮設校舎やパソコン等の借入れ、下水道終末処理場他包括運転管理業務、システム関連業務などとなっております。

苦情申立てがあった際は、短い期間で調査・審議をしていただくこととなり、委員の皆様には大変ご負担をおかけいたしますが、調達手続きの一層の透明性及び公平性の確保に向け、ご協力をお願い申し上げます。

簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。

3 委員紹介

○小池補佐

次に、委員の皆様を御紹介させていただきます。会議資料の名簿順に御紹介させていただきます。

相澤久子委員でございます。

本日はウェブにてご出席いただいております、秋葉芳江委員でございます。

岩片弘充委員でございます。

新たにご就任いただきました、弁護士の岡田和枝委員でございます。

佐々木基委員でございます。

栗田晶委員は都合により本日ご欠席でございます。

皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

4 委員長の選出等

○小池補佐

次に長野県附属機関条例第 5 条第 1 項に基づきまして、委員の皆様には委員長を互選していただきたいと思います。

委員長選任について、自薦・他薦を問わず、御発言がありましたらよろしくお願い致します。

岩片委員、お願いします。

○岩片委員

前任期でも委員長を務めていただきました、佐々木委員を推薦したいと思います。

○小池補佐

ただいま、佐々木委員の推薦がありました。委員の皆様よろしいでしょうか。

< 発言なし >

○小池補佐

では、佐々木委員に委員長をお願いいたします。

佐々木委員長は委員長席へ御移動願います。

それでは、佐々木委員長から長野県附属機関条例第5条第3項による委員長代理の指名及び会議の進行をお願いしたいと思います。

○佐々木委員長

皆様、よろしくをお願いいたします。

委員長代理ですが、秋葉委員をご指名させていただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○秋葉委員

はい、謹んでお受けいたします。

5 政府調達苦情検討委員会の概要

○佐々木委員長

それでは会議の進行を行わせていただきます。

まず、政府調達苦情検討委員会の概要につきまして、幹事から御説明をお願いいたします。

○幹事

本日は資料1、2ページに基づき説明をいたします。なお、3ページ目の資料2以降は、参考資料として本委員会の設置根拠となる附属機関条例など、本委員会に関わる規定を添付しております。

では、1ページの資料1-1、政府調達苦情検討委員会の概要をご覧ください。

1「委員会の目的」です。日本を含む各国が締結している「政府調達に関する協定」及びその他の国際約束では、国や地方公共団体等による物品やサービスの調達手続について定められています。

これらの協定等の対象となる調達に係る契約を「政府調達」といいます。

この政府調達に関する苦情申立てがあった場合に、調査及び審議を行い、それによって、調達手続の一層の透明性及び公平性を確保することが、本委員会の目的です。

2「政府調達の内容」です。苦情申立ての対象となる政府調達とは、表の内容に該当する契約を言います。

表の左欄の契約の種類ごとに、右の欄で示す基準額以上の案件が対象となりまして、この基準額は2年に1度見直されており、本年4月に改定されております。

物品の買入れ及び借入れを指す、物品等の調達契約は4,000万円以上が対象です。

物品等以外は「特定役務」となり、そのうち、建設工事の調達契約は 30 億 2,000 万円以上、建築あるいは建設工事に関わる測量等の委託の業務を指す、建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約は 3 億円以上、建築物の清掃サービス等を指す、その他のサービスは 4,000 万円以上が対象となっております。

3 「政府調達の状況」です。

現在、当委員会が審議対象としている当県並びに県が単独で設置した地方独立行政法人における令和 7 年の契約状況はご覧のとおりです。

地方独立行政法人は、県立病院機構と長野県立大学を指しまして、県立大学の方は実績がございませんでしたが、合計で 96 件、契約金額は約 230 億円となっております。

4 「対象となる苦情申立て」について、苦情の申立てができる者は、左欄のとおり、物品等又は特定役務の提供を行った者及び行うことが可能であった者でございます、「供給者」となります。

このうち、「物品等の提供を行うことが可能であった者」とは、入札等に参加した者だけでなく、例えば入札に参加しようとしたが、調達機関が協定等に違反する形で入札参加資格を認めなかったため、入札に参加することができなかった者も含まれます。

申立ての理由は、政府調達に関する協定等に違反する形で調達が行われたと判断する場合で、その調達に係る手続の全般が対象範囲となっております。

5 「苦情の処理手続の流れ」については 2 ページ資料 1-2 をご覧ください。

こちらは、3 ページ以降の「長野県等が行う政府調達に関する苦情の処理手続」の内容をフロー図としたものです。

表の中央、色塗りをした部分が本委員会における手続きになります。苦情があった際に、主に委員の皆様にご対応いただくのは、表の中央下部、太枠で囲った⑩「委員会開催」での調査及び審議でございます。

全体の流れを簡単にご説明いたします。苦情処理手続には大きく分けて 5 つの段階がございます。

最初の段階は、苦情申立人と調達機関との協議です。

苦情申立人が協定等の違反があると考える場合には、調達機関との協議を行い、解決を求めることが奨励されており、調達機関も苦情申立人との協議により、苦情を解決するよう努める義務が課せられています。双方の協議で解決に至らなかった場合は、次の段階に進みます。

第 2 段階は、苦情申立ての本委員会での受理・却下決定です。当該決定は委員会運営要領により、委員長専決事項となっております。

第 3 段階は、調達機関に対する契約締結又は執行の停止要請です。こちらも受理・却下決定と同じく、運営要領により委員長専決事項となっております。

第 4 段階は、調達機関からの報告書提出及び、それを受けた苦情申立人からの意見・要望の提出です。双方からの意見を聞く段階です。

最後の段階は、委員会を開催して審議を行い、申立てから 90 日以内、公共事業につきましては 50 日以内に報告書等を作成・送付することです。

他県の事例では、一つの苦情に対し、委員会を数回開催している例もみられます。

資料 1 ページにお戻りいただきまして、6 「委員会への苦情申立ての受付・処理状況」

ですが、当県において委員会の発足から本年8月までの間、苦情申立て受付の実績はございません。

もし、本県で苦情申立てを受け付けた場合には、慌ただしく委員会が進んでいくことになりますが、委員の皆様にはどうぞ、御協力いただきますようお願い申し上げます。

以上で、説明を終わります。

○佐々木委員長

どうもありがとうございました。

ただいま御説明のありました資料につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、予定していた議事は終了いたしました。

円滑な議事進行に御協力いただき、ありがとうございました。幹事にお返しします。

6 その他

○小池補佐

ありがとうございました。

では、次第6の「その他」でございます。

幹事からは特にございませんが、委員の皆様から何かございますでしょうか。

7 閉 会

○小池補佐

それでは、以上をもちまして、令和8年度第1回長野県政府調達苦情検討委員会を閉会いたします。

(了)